|  |
| --- |
| 開催日時　平成18年2月6日（月）14:00～17:00 開催場所　四万十市中央公民館視聴覚室 |

|  |
| --- |
| 出席委員　中越信和会長、アウテンボーガルト千賀子副会長 石川妙子委員、植田英久委員、武石幸夫委員、西内燦夫委員、平塚聖子委員  議題   1. 重点地域の指定及び許可基準（案）について 2. 今後の取り組みについて   審議概要  議事進行にあたって   * 本日出席予定９名の委員のうち、２名の委員が病気や事故等のため、急遽欠席となり、出席者が定足数（８名）に足りない状況となった。本日は、出席者の質疑を行い、後日、委員全員に事務局から議事概要と資料を送付し、「重点地域の指定及び許可基準（案）」について、全体の過半数の承認が得られた段階で案の議決とする。 * 議事録の署名人は、アウテンボーガルト委員、平塚委員を任命する。欠席委員の確認を経た後の議事録に署名を行う。 * 中越会長からの報告   1. 文化庁が行う文化的景観の調査候補地として四万十川流域が選出される可能性が高い。   2. 第53回日本生態学会新潟大会において「中都市を含む流域圏の景観管理」をテーマにシンボジウムが開催される。この中で「四万十川における県条例に基づく流域景観管理の取り組み」と題して発表を行う予定である。   議題１　重点地域の指定及び許可基準（案） （手続きの流れについて）  重点地域の指定と許可基準に関する今後の手続きの流れ、許可事務の運用について、資料1-2に沿って事務局より説明を行った。当初、県土木事務所において事務分担を計画した部分について、流域市町の協力を得て分担する旨を報告した。  ※流域市町のうち檮原町は申請の受理から審査、許可証の交付まで、その他の市町にあっては、申請書の受理と交付（審査は県が実施）  引き続き昨年１１月に行った重点地域及び許可基準の住民説明会の意見について事務局より説明を行った。これに対し、以下の質問と意見が出された。   * 梼原町と県における審査の不公平が生じないか。   + 基準の十分な理解により差異は生じないと考える。十分な研修を行うよう務める。 * 巡視体制については、具体的にどのように行うか。   + 県が流域住民に委託して行う。流域延長約350kmを３分割し、月４日程度巡視を行っていただく。 * 巡視により得られた情報は、電子媒体を活用して蓄積して頂きたい。 * 今後は、梼原町に準じた体制づくりが望ましい。 * 制度による効果は、モニタリングを行うことが必要である。このためには、初期の巡視による情報、森林施業やダムの水質等に関する情報が必要であり、関係機関との連携をお願いしたい。   （許可基準（案）について）  四万十川条例に基づく重点地域の指定及び許可基準（案）の新旧対照表に沿って、事務局より説明を行った。これに対し、以下の質問と意見が出された。   * 新旧対照表をみれば、全体に基準が甘くなった印象を受けるが、そう捕らえて良いか。   + 対照表の項目は、基準の一部である。若干緩和した部分と新たに追加した部分があり、全体に緩和した訳ではない。 * 水が濁る一番の原因はダムであるが、この制度により改善することは難しい。水質浄化に関して、実現が可能な配慮としては、集落の排水を直接川へ導かず、川へ達するまでの間で地中浸透することにより浄化機能が期待できる。 * 鉱物・土石採取、屋外における物品の集積の行為によって生じる裸地等の遮へい措置について、主要な展望場所を四万十川本川に限定し、支川を対象外としているが、水質に影響すること、又重点地域の位置付けも薄らいでくることから好ましくないのではないか。   + 流域の実態調査の結果、支川では鉱物の掘採や物品の集積行為がいくつか見られる。また、支川流域については、地形も急峻で平地が限られていることから、遮蔽措置を行うことで、行為自体が出来なくなる可能性もある。 なお、支川は本川に比べ、景観に配慮するために必要な経費に対し、地域の振興面に及ぼす効果が低く、事業者の理解が得られにくい。 水質に関しては、別途沈砂池の設置基準を設けており、既存法ではチェックできない小さな行為にまで適用する事が可能となる。   ［この件に関する事務局からの追加説明：（今後の方針）］  景観上の遮蔽措置について、当面の間、支川を除外した運用としているが、四万十川流域の中でも、多様な森林景観を有し、農山村の風景等が維持されている“黒尊川流域”については、別途、共生モデル地区の指定に向けた取り組みを行っており、協定締結に合わせて、住民の理解が得られれば、新たに遮蔽措置の適用を加えることは可能である。  また、その他の支川についても、適用しないのではなく、今後、住民の景観保全に対する気運が高まれば、追加することは可能である。   * 基準の大きな修正によって、運用がさらに遅れることは望ましくない。今回の議論については、今後、よりよい方向に向かう為に活用する。 * 建築などの行為を行う場合は、四万十川条例の関係だけではなく、保健所など他の機関に対する申請が必要となる場合もあるので、そういった事務所などとの連携が必要だ。   + 説明会への参加者は流域人口の0.2%程度であるため、今後運用にあたって周知が必要となる。   議題２　今後の取り組みについて  四万十川条例で定めるべき事項として、資料２に沿って事務局より説明を行った。 これに対し、以下の質問と意見が出された。   * 文化的景観への取り組みは、幡多全域で取り組んではどうかとの提案が梼原町長から行われている。県としては、来月からこれについての市町村と協議を始めていく予定である。文化的景観の保存調査は、自治体の費用負担を必要とする。文化庁から、奈良文化財研究所において、幾つかのモデル調査を行う方向で進んでおり、その中に四万十川流域が入っているとの情報が入っている。 * 沈下橋ができる以前の流域は貧しくつらい時代であった。そういった形に残らない歴史や文化をどのように伝えるかとの思いがある。 * 文化的景観は「有機的に進化する景観」と定義づけられているように、新しいものができてもよく、本質が失われなければよい。ただし、進化の方向がどこにでもあるものでなく、四万十はこういう方向に行くというものを話し合って定めていくことが必要である。 * 沈下橋の補修など、取り扱いについては、流域市町村で構成する四万十川総合保全機構と県により、沈下橋の保存方針を定めている。 * 棚田の石積み等の技術が失われつつある。これらの技術が掘り起こされれば、情報発信になる。 * 入口が環境、出口が文化であると考えると、制度として日本でも最前線にあるというPRに県として力を入れて取り組んで頂きたい。 * 共生モデル地区の指定に関して、平塚委員より以下の現状報告があった。 四万十くろそん会議については、去年２月に立ち上がり、メンバー１２名（区長、住民代表　５地区）で現在までに１０回の会議を行った。また、住民組織として「黒尊むら」も立ち上がり、森林環境税を活用した水辺林の除間伐も徐々に進んでいる。主に間伐に取り組む山のグループ、地域活性化としてグリーンツーリズムに取り組むグループ、生活文化に関することを考えているグループの３つに分かれて活動している。流域全員参加として取り組んでおり住民の温度差はあるが、徐々に意識は動いてきている。   + 県としてはこの３月までに協定を結びたいと考えていたが、流域の住民の皆様に、十分理解して頂いた上で、焦らず取り組みたいと考えている。 * 四万十川条例によって四万十ブランドの商品価値を高め、地域の産業を振興していくことも必要。 * 地域に根付いて生活している人こそ財産。貴重な財産と考えて大事に守っていくことが大切である。 * 地域の出身者で故郷に誇りを持っている人たちが、重要なときには四万十にいるという状況が大事である。情報の発信等により、何らかのつながりを持っていくことが重要である。 * 平成18年度は、流域振興ビジョンの策定、文化的景観につながる生活文化遺産の調査等を中心に進めていく予定。委員会の時だけでなく、幅広く委員の皆様に意見を聞くよう心がけ、18年度委員会としての開催は10月から12月を目処に開催したい。   ［重点地域の指定及び許可基準（案）について各委員への照会結果］  会長を除く委員１４名の回答  重点地域の指定及び許可基準案について承認する　　　　　　　１３名 判断については会長に委任する　　　　　　　　　　　　　　　　１名  各委員からのご意見（照会時）   * 流域に生活している方々が、幸せになる方向へ持っていくような流域保全振興策であることが大切だと思います。景観ばかりに片寄りすぎているような議論に遅れて委員になった私には、戸惑いを感じます。 * 最終的に四万十川流域が、たとえば景観的にこうなる、こうなった方がいいというイメージを住民と共有しあえるための基準づくりであり、そのために説明会を通じて共に流域をつくりあげていくんだよという気運をもりあげていったらどうでしょうか。もちろん市町村と協議を進めていく上でも。要は目的を明確に伝えていくことでは。 * 住民の四万十川条例に対する期待、景観保全に対する気運などがよく見えません。情報が行政から発信されているケースが多いせいでしょうか。重点地域のプロジェクトが進行していけばすこしずつ姿が見えてくると思われます。このとき委員会と住民との交流や共同研修なども企画して欲しい。 * 許可の基準に関し、何らかの影響がある場合、「その種の学識経験者に意見を聞くなど『保全への配慮が行われるよう努める』こと」でほぼ一貫されていますが、よく起こる問題は、現場の処置方法の方です。行政システムの中で（あるいは重点地域の指定と許可基準等のシステムの中で）、権威ある担当官を配置し、その技術面までチェックして欲しいと思います。またその技術を高度に高めて欲しい（その技術が民間の方にも浸透していくように）。 * 説明会の参加が流域人口の２％程度というのは問題ですね。いろいろと困難な状況があるのでしょうが、外部に説明する時、この数字では不健全さを感じる人もいると思います。説明会の場が今後の地域を考えていく上での様々な意見がとびかう場になるのがいいのでしょうが。今、多くの地域では、そうした本質的な話し合いの場所自体、設定できない情況ですから。 |